

苫小牧市自動車臨時運行許可事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第34条第2項、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）第20条及び苫小牧市行政組織規則（平成10年苫小牧市規則第18号）第3条の規定に基づき、自動車の臨時運行許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第2条 臨時運行の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、車両ごとに次に掲げる書類を必ず提示し、臨時運行許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする自動車の自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書の原本
- (2) 許可を受けようとする自動車の車名、形状、車台番号及び同一性が確認できる書類

2 市長は、許可申請にあたり、申請者に対して、運行の経路や行程について聴取を行うことができる。

(提示書類)

第3条 前条第1項第2号の書類とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 自動車検査証（限定自動車検査証）
- (2) 製作証明書
- (3) 譲渡証明書
- (4) 登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）
- (5) 自動車通関証明書
- (6) 完成検査終了証
- (7) 登録事項等証明書
- (8) 自動車予備検査証
- (9) 排ガス検査修了証
- (10) 輸入車特別取扱自動車届出済証
- (11) 自動車検査証返納証明書
- (12) その他、自動車の同一性を確認できる書類

2 市長は、許可申請にあたり、申請者に対して、その者の住所、氏名など申請内

容について確認できる資料（自動車運転免許証等）の提示を求めることができる。

（許可基準）

第4条 臨時運行の許可は、次の各号に適合するものについて行う。

- (1) 許可を受けようとする自動車の種別が法第58条及び規則第35条の2の検査対象外軽自動車及び特殊自動車でないこと。
- (2) 許可を受けようとする自動車道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める制限を越える場合、保安上支障がないことについて地方運輸局長の認定を受けていること。
- (3) 運行の目的が次のいずれかに該当すること。
 - ア 新規登録・検査をするとき。
 - イ 継続検査をするとき。
 - ウ 自動車登録番号標を紛失又はき損した場合において、新たにその取付け（再封印）をするとき。
 - エ 自動車の製造又は販売を業とする者が、販売又は引渡しをするとき。
 - オ 検査を最終目的として、自動車検査証の有効期間が満了した自動車の整備をするために、整備工場に運ぶとき。
 - カ 試運転を行おうとするとき。
 - キ その他、市長が必要と認める場合
- (4) 運行の経路が前号の目的を達成するために適切であると認められること。
- (5) 運行の期間が真に必要な最少日数であると認められること。
- (6) 不確定要素を見越していないこと。
- (7) 苫小牧市手数料条例（平成12年苫小牧市条例第10号）第2条に定める手数料を納めていること。

（許可の有効期間）

第5条 市長は、有効期間を付して、臨時運行の許可を行う。

- 2 前項の有効期間は、運行の目的を達成するために真に必要な最少の日数とする。
- 3 有効期間は、5日を超えてはならない。ただし、大型車両等の運行速度が極めて遅い自動車を長距離輸送するなど特にやむを得ない事情があると認められる場合に限り、市長は、5日を超えて許可を行うことができる。

（許可証・番号標の交付）

第6条 市長は、臨時運行の許可をしたときは、臨時運行の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）に対し、規則第25条に定める臨時運行許可証（以下「許可証」という。）を交付し、同条に定める臨時運行許可番号標（以

下「番号標」という。)を貸与しなければならない。

(返納期限)

第7条 許可を受けた者は、前条の許可証及び番号標を、許可の有効期間が満了した日から5日以内に市長に返納しなければならない。

(督促等)

第8条 許可を受けた者が前条の返納期限までに許可証及び番号標を返納しない場合、市長は、許可証及び番号標を返納するよう、許可を受けた者に対し督促等を行うことができる。

(許可証・番号標の紛失)

第9条 許可を受けた者が許可証又は番号標を紛失した場合、許可を受けた者は、自動車臨時運行許可証・番号標紛失届(以下「紛失届」という。)を市長に提出しなければならない。また、番号標2枚(1組)のうち、1枚を紛失したときも同様とする。

(番号標の弁済)

第10条 市長は、許可を受けた者が番号標を紛失又は汚損・き損させた場合、速やかに現物による弁済(以下「弁済」という。)を請求し、請求した日から1か月以内に弁済をさせるものとする。

2 市長は、許可を受けた者が、番号標を返却しないため、やむなく次条で定める公告を行い、許可を受けた者の所在が判明している場合には、請求した日から1か月以内に弁済をさせるものとする。

3 期限内に番号標の弁済がされない場合、督促状を送付する。督促状を送付しても、弁済がされない場合には、4半期に1度催告書を送付する。

(失効報告)

第11条 市長は、番号標における第9条の紛失届の提出があったとき又は許可を受けた者の所在不明等で番号標を回収することができなかつたときは、当該番号標の失効を告示するとともに、その旨を北海道運輸局室蘭運輸支局及び札幌方面苫小牧警察署に通知しなければならない。

(番号標の管理)

第12条 市長は、番号標を自動車臨時運行許可番号標台帳(以下「台帳」という。)により管理し、常に保有組数を明確にしなければならない。

- 2 市長は、第9条の紛失届が提出された場合、当該番号標を台帳から抹消する。
- 3 市長は、番号標を施錠のできる場所に保管し、その管理には十分に注意しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。